

Title	部についての考察
Sub Title	
Author	川上, 多助(Kawakami, Tasuke)
Publisher	三田史学会
Publication year	1932
Jtitle	史学 Vol.11, No.1 (1932. 3) ,p.1- 53
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19320300-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

部についての考察

川 上 多 助

我國の上代は史家の所謂氏族制度の時代であつて、氏族とは共同祖先から出た血族團體で、同じ氏に屬する人々を氏人といひ、同じく氏人の一人たる氏上の統制に服してをつた。其の地位は世襲的に略一定し、貴賤尊卑を分つたためにカバネ(姓)の制が發達し、朝廷に事ふるその職務も世襲的に一定してをつた。而して氏族内部の統制が氏上に任せられたるのみならず、租税の徵收、夫役の徵發、乃至軍隊の編制も、氏族を單位として行はれた例は記紀に累見し、崇峻天皇の四年任那恢復の軍の起さるゝや、紀男麻呂等を大將軍として「率氏氏臣連爲裨將部隊」、二萬餘軍を領ゐて出で、筑紫に居らしめた。大化改新以後、氏族本位のこれ等の慣行が廢せられ、少くとも法制の上では個人本位に改められたが、その遺風は延いて平安朝に及び、采女の徵發は氏上が其の任に當り、畿外の人民の京都移住を制限するにも、氏上をして各其の氏人を取締らしめた。五位以上の貴族が山城國以外に出づることの一般に禁せられたる

に拘らず、春秋二期の氏神の祭祀には、特に之を許して、その祭祀に與ることの出来るやうにした。

もと氏人の少かつた氏族も、世を歴てその數の増加するに従ひ分裂の形勢を生じ、その一部は他の適當なる地を求めて遷住し、或は新なる職務を以て朝廷に奉仕し、各本宗から別れて氏族として一單位を成した、かくの如くしてもと單一なる氏族から多數の氏族が分立するやうになつた。續紀延曆九年十一月の條に「夫物部連等各因居地行事、別爲百八十氏」といふのは、必ずしも一物部氏に限ることではなかつた。これ等本支の氏族の間に一種の統制が行はれてゐたであらうが、その地位、勢力には自ら徑庭があつた筈で、氏族の貴賤尊卑を現はすカバネもそれに伴つて區別せられてをつた。

カバネの種類は頗る多いが、上代では之を總稱して臣、連、伴造、國造といひ、臣連の勢力の最も大なるものが大臣大連として朝政に參與し、天皇輔弼の任に當つた。伴造は別に造といふカバネもあるが、臣姓階級以下の、中央に在つて朝廷に事へるものを總稱し、國造も縣主、稻置等と同じく一の官職的カバネであるが、臣連伴造國造といふ時には、中央に在つて朝廷に仕ふる伴造に對して、地方に在つて朝命を奉じ、地方官の職務を行ふものを總稱して國造といつたのである。伴造國造は併せて二造と稱し、臣連に比較して、其の地位卑く、懸隔のあつたことが認めらるゝ。天智天皇紀三年の條に、大氏の氏上に大刀を賜ひ、小氏の氏上に小刀を賜ひ、伴造等の氏上に干楯弓矢を賜はつたことがあるが、大氏小氏は姓氏考の解説の如き氏族の本支關係はなく、單に其の地位の優劣、勢力の大小を現はすに過ぎない。

小氏の地位は大氏より劣るとはいへ、なほ伴造とは區別せられてゐたので、古語拾遺には同じ事を天武天皇時代に係けて、中臣氏に大刀を賜ひ、忌部氏に小刀を賜はつたとあるが、これ中臣氏は大氏、忌部氏は小氏に擬せられたからで、中臣氏のカバネは連、忌部氏のカバネは首である。また伴造等の氏上に楯矛弓矢を賜はつたことは、これより先き成務天皇の五年、諸國に令して國造、稻置を置き、楯矛を賜はつて表とせられた例を參照すれば、こゝに擧ぐるところの伴造は、其の地位略國造等と匹敵するものであることが明かであり、大氏小氏と稱するものと異ることが知らるゝであらう。

またカバネは氏族の尊卑を示す意義あるに拘らず、書紀の中には、カバネのあるべきもので之を稱せざることがある。葛城襲津彦は武内宿禰の子で、玉手臣、的臣、生江臣、阿藝那臣等の祖であるが、無姓になつてゐる。清寧天皇紀の「城丘前來目名闕」とあるものは、飯田武郷氏の説に據れば、雄略天皇の朝新羅で戰死した紀崗前來目連の一族であるが、即ちカバネの連を略してある。蘇我倉山田石川麻呂も臣姓であるが、皇極天皇紀三年の條に無姓で始めて出てゐる。故にカバネが見えないからといつて直に無姓者と看做すを得ないので、清寧天皇紀、顯宗天皇紀の伊與來目部小楯は無姓であるが、國司として播磨に至り、新嘗の供物を辨じ、或は郡縣を巡行して田租を收斂すといひ、その地位から推して到底無姓とは思はれない。小楯は後に山部連となつたが、恐らくはその以前の姓が傳はらなかつたから無姓となつてゐるのであらう。また卑姓の者にはこれを略することも多かつたであらう。崇峻天皇紀の捕鳥部萬の

如き、物部守屋の資人であるが、資人は令制では内八位以上の子を取ることを得ず、但職分に充つるものは聽すといひ、八位内外の者が採られたのであるから、或は地方の卑姓階級の者なるやも知れぬ。また奈良朝になつても賜姓の事は國史に委しく載せられてゐるが、當時の文書の實例では、姓を有するものでこれを稱しないことがある。試に大日本古文書十(追加四)の天平年間の文書を檢するに、一五四頁に土師連東人といふ寫經生は四一六頁に土師東人とあり、三四七頁の爪工造五百足といふ經師は二二六頁に爪工五百足とあり、三五四頁の爪工連家麻呂は二五四頁の爪工家麻呂である。これ等の文書は、書紀の奏上後三十年許りの事であるから、書紀編纂の史料となつた記録文書にカバネを略するものもありしなるべく、従つて書紀にもこれを擧げないやうになつたのではなからうか。

二

各氏族にはこれに隸屬する、部と稱する一團の人民があつた。たとへば、車持公に屬する車持部、膳臣に屬する膳部、土師連に屬する土師連、忌部首に屬する忌部、鳥取造に屬する鳥取部の類、是れである。部の民はまた民部、私民部、部曲、品部、家人部とも稱せられ、その間に如何なる差別があつたかこれを審にするを得ない。書紀の古訓には民部をカキベ、部曲をウヂツヤツコ、カキノタミ、カキ、家人部をヤカビトラ、或はヤケビトラと訓み、品部については、本居宣長はシナシナノトモと訓んだが、

古訓に據つたものかどうか明かでない。併し記紀では部は必ずしもべとのみ訓まれず、いろいろに訓まれてゐる。其の一はトモで、垂仁天皇紀に川上部をカハカミトモ、推古天皇紀に神部をカムトモと訓む、トモは伴の義である。垂仁天皇紀の川上部はまたの名を裸伴といふといひ、その文面では劔の一群を稱するのである。其の二はラと訓み、神武天皇紀に倭直部をヤマトノアタヒラ、吉野首部をヨシヌノオブラ、吉野國樺部をヨシヌノクヅラ、菟田主水部をウタノモヒトリラと訓んでゐる、ラは等の義で、古事記には明かに紀の吉野首部を吉野首等、菟田主水部を宇陀水取等としてゐる。其の三はトモノヲと訓み、神代紀下に五部神をイツトモノヲノカミタチと訓み、古事記にはこれを五伴緒に作り、また同紀「凡諸部備行以奉養焉」の諸部をモロトモノヲと訓んでゐる。その他、垂仁天皇紀には品部をトモノミヤツコと訓んでゐるが、これと同じく、職員令集解穴説に「泥部者、古言波都加此乃友造」といひ、同跡説に「諸司伴部等皆直稱支造耳」(支は友の誤であらう)とあり、奈良朝或は平安朝初期には部をトモノミヤツコと訓むことのあつたことが證せらるゝ。

要するに、部をトモ又はラと訓むのは、その群の義に據るので、天智天皇紀の「百濟三部」の部をタムラと訓むのも同じ意味である。またこれをトモノヲ、トモノミヤツコと訓むのは、部を統率する氏族についていふのである。即ち部は記紀に於て部に屬する民と、その主長たる氏族と、兩様の義で用ひられてゐるから、記紀を読むものはその區別を注意せねばならぬ。また國造に對する伴造は、前述の如く、

或種のカバネを總稱するものであるが、この場合にトモノミヤツコと稱するのは、單に品部の主長たる意味で、カバネではない、故に言葉は同一であつても、その意義を異にする。蓋し伴造はその部民を率ゐて朝廷に仕へてゐたから、かくの如く、部民の主長をトモノミヤツコと稱するのであらうが、部民を統率するものは伴造にとゞまらず、臣連等のカバネを有するものもまた各これを領し、これを率ゐて朝廷に仕へてゐたのである。故に部民を領するもの必ずしも皆伴造ではないのであるから、部民を領する氏族がすべて伴造と稱されてゐたやうに解するのは誤であらう。

部は「べ」と訓まるゝが、その語源については、これを國語として解するものと、漢字音として解するものと、兩説がある。本居宣長はべはムレ(群)から起り、ムレが約まつてメとなり、メが轉じてべとなつたのであるといひ、上達部をカムタチメと訓む例などを擧げてこれを證し、細井貞雄の姓氏考も其の説を承けてべをムレの義に解した。宮崎道三郎博士の部曲考には、天智天皇紀十年條に據つて部をムラと訓む例(前掲百濟三部のこと)あることを擧げ、部曲の朝鮮語は *Muri* 又は *Maeni* で、英米人はこれを譯して *Company, Assembly* と爲し、國語のムレと近似することを説き、宣長の説を以て餘程面白い説であるとはいはれたが、朝鮮で部曲といふのは聚落、村落の義で、漢籍に見ゆる如き私兵、私民の義がないからといつて、これに賛成することを躊躇せられたやうだ。

「べ」は部の字音であるといふ説は、宣長の轉訛説を排斥するところから起つたので、内田銀藏博士は

じめてこれを唱へ、津田左右吉博士これに賛し、百濟の官司の諸部、都下の五部の制を引き、其の百濟の部制に基づくことを論じて、朝廷の記録を掌つてゐた百濟の歸化人が本國の習慣を適用したのがその始を爲したのであらうといひ、或はまたはじめ歸化人によつて組織せられたトモに用ゐられた稱呼が、古來存在してをつたトモ、後に新に設けられたトモに及んで、一般の稱呼となつたのであらうといはれてゐる。

三

氏族の血族團體たるに反し、部民の血族團體たる意義は毫も認むるを得ない。その原始状態は姑く措く、古史に見はるゝ部民についていへば、其の血族團體たるべく想はしむる點は絶無といつて可からうと思ふ。

雄略天皇紀二年の條に穴人部成立の經過が載せてあるが、それに據れば、同年天皇は吉野の御馬瀨に幸して狩獵を行はれ、穴人部を置きたまはむとする思召であつたが、群臣これを察し奉るものなく、天皇頗る御不興であらせられたので、皇太后が率先して、能く穴膾を作るといふ膳臣長野を貢り、次いで厨人兎田御戸部、眞鋒田高天を貢り、その後大倭國造吾子籠宿禰以下、諸國の臣連伴造國造がその領する民を貢つて穴人部を置くに至つたといふ。膳臣長野はこれによつて穴人臣と成りしもの、如く、姓氏

錄に據れば、穴人朝臣、膳臣、共に阿倍朝臣と同祖で、大彥命の後である。また崇峻天皇紀二年の條には穴人臣鴈、天武天皇紀二年の條には穴人臣大麻呂の名が見えてゐる。

景行天皇が磐鹿六鴈臣(大彥命の孫)の功を賞して膳大伴部を賜はつたことは、景行天皇紀五十三年の條に見えるが、本朝月令に引くところの高橋氏文は詳にその事情を傳へてゐる。即ち天皇が日本武尊平定の國々を巡幸し、上總國安房浮島宮に入らせられた時、磐鹿六鴈は皇后八坂媛の命によつて、白蛤、堅魚を膾その他に料理して、葛飾野の御遊獵を終つて還幸せられた天皇に奉つたところが、天皇の御感に預り、膳大伴部を賜はつたのであるが、天皇は六鴈に勅して、

大倭國者、以三行事一負一名國奈利、磐鹿六獺波朕我王子等爾阿禮子孫乃八十連屬爾、遠久長久天皇我天津御食乎齋忌取持天仕奉止負賜天……(中略)……此行事者、大伴立雙天應三仕奉一物止在止勅天、日暨日

横、陰面背面乃諸國人乎割移天、大伴部止號天賜三磐鹿六獺命、又諸氏人、東方諸國造十二氏乃枕子、各一人令進天、平次比例給而依賜支、山野海河者、多爾久久乃佐和多流岐波美、加弊良乃加用布岐波美、波多乃廣物、波多乃狹物、毛乃荒物、毛乃和物、供三御雜物等、兼攝取持天仕奉止依賜、

即ち天皇の勅によつて日の暨、日の横、陰面背面、諸國の人を割き移して大伴部と爲し、また諸氏人及び東方十二國の國造の幼兒を進らしめ、磐鹿六獺をして、これをすべて統率せしめたといふのであるから、膳大伴部の部民相互の間に血族關係の有り得べき筈は無いのである。膳大伴部は古事記(景行天皇

の段)に「膳之大伴部」とあり、大伴といふのは單に伴の人員の多いことを稱するに過ぎないので、膳部以外のものでは無いのである。磐鹿六鴈は六鴈命或は六鴈臣といひ、紀には六鴈を以て膳臣の遠祖といひ、記(孝元天皇の段)には大彥命の子比古伊奈許志別命ひこいなこしわけのみことを以て膳臣の祖とするけれども、姓氏錄には六鴈を大彥命の孫とするから、六鴈は比古伊奈許志別命の子である。

部民には、かくの如く諸氏の進貢の他に、刑罰の意味で部民とせられたものもあつた。雄略天皇紀十一年の條に、鳥官の預つて居つた禽が菟田人の狗に噛まれて死んだので、天皇は鳥官の面に黥みて鳥養部と爲し、これをまた非議した信濃武藏の直丁を罪して鳥養部とせられたことがある。また雄略天皇は根使主の讒言を信じて皇后幡梭皇女の兄大草香皇子を殺したが、後に根使主が皇子を構陥したことが露はれたので、天皇は兵を遣はしてこれを殺し、その子孫を二分して、一分は茅渟縣主に賜はつて負囊者と爲し、一分は大草香部の民として皇后を封せられた。

次に部民の中には、戦争の結果、異民族が捕虜となつて我國に來り、部民となるものがあつた。景行天皇の朝、神宮に献つた蝦夷が晝夜喧譁甚しきため、これを御諸山の附近に移したが、神山の樹を伐り、隣里に叫喚して人民を脅したので、更にこれを畿外の國々に移したが、是れ播磨、讚岐、伊豫、安藝、阿波、五國の佐伯部の祖であるといふ。また神功皇后紀五年の條に、葛城襲津彦が新羅の草羅城さわらのさしを抜いて還つたが、その時の俘人等は今の桑原、佐廩、高宮、忍海、すべて四邑の漢人等の始祖であると

いひ、栗田寛博士が坂上系圖から採つて姓氏錄考證に補つた姓氏錄の逸文には、桑原、佐味、高宮、忍海の各村主といふものがある。これ等の俘人は部民となりしものの如く、肥前國風土記に忍海漢人の居つたところを漢部郷と稱したといふ。また俘虜ではないが、應神天皇三十一年に新羅調使が火を失し、諸國から貢上した五百艘の船を武庫水門で一時に焼いたので、新羅王が大に驚き、その國の良工を貢つたのが猪名部等の始祖であるといふことが書紀に見えてゐる。

かくの如く部民の生ずる事情はそれ／＼異なるので、部民全體として血族的關係の存在することは考へ得べからざることである。従つてまた部民を統率する氏と部民との間に血縁的關係の無いことは明かである。たゞ韓漢蝦夷等の異民族から成立する部に於ては民族的血縁の存在することの認めらるゝが、これ等の部に於ても、秦造と秦民との如く、部民もその伴造も同民族たる例はあるが、それすら必ずしも一定してゐるのではない。佐伯部は蝦夷から成立する部であるが、佐伯直は景行天皇の曾孫伊許自別命の後で、應神天皇の朝、伊許自別命が詔によつて播磨の蝦夷を治めたといふことが姓氏錄に見える。佐伯氏には、その他、宿禰、連、造、首の姓を有するものがあるが皆神別の氏である。猪名部は前記の傳説によつて新羅人なるべく思はるゝが、猪名部造は饒速日命六世の孫伊香我色乎命の後といひ、爲奈部首は百濟國人中津波手の後といひ、新羅人がこれを統率する傳説は無い。

一氏族に隸屬する部民の數は、その勢力の大小によつて多くも少くもあり、もとより一定しない譯で

あるが、欽明天皇紀には秦人の戸數すべて七千五十三戸、大藏掾を以て秦伴造とすることがあり、姓氏錄には雄略天皇の朝、諸國に散在せる秦氏九十二部一萬八千六百七十人を求め得て秦造酒に賜ふことがある。これ等の數字も、當時に於ては最も記録に富んだと思はれる秦氏のことであれば、何等か據るところが有つたであらうとも思はれ、妄に無稽の文字として斥け去ることは出来ないであらう。欽明天皇十七年紀に土師連の祖吾笥は詔を奉じて、攝津國來狹狹村、山背國內村、俯見村、伊勢國藤形村、及び丹波、但馬、因幡の私民部を進め、名づけて贄土師部としたとあるが、これに據れば、土師連の氏人がこれ等の國々に住み、各部民を私有して居つたことが考へらるゝ。また安閑天皇紀には大河内直味張が春秋二期每郡各鑿丁五百人を獻ることを約してその罪を免され、攝津三島竹村屯倉の河内縣の部曲を以て田部とすることはこゝに起るといふ。もとよりその數字を嚴密に考ふる必要は無いが、秦造や土師連乃至一地方の豪族たる氏族にしてかくの如く多數の部民をもつてゐたとすれば、雄略天皇の御遺詔に「民部廣大充盈於國」と仰せられた大臣大連等の部民の數は遙にこの上に在つたこと、思はねばならぬ。

四

記紀その他の古傳に見はるゝところでは、部の編成は悉く天皇の思召に出で、軍事、行政、財政、その他、皇族の御名を後世に傳へむとする必要などから、臣連以下の諸氏に命を傳へて其の民を獻らしめ

るやうになつてをり、後世の學者もまたこれに據つて部の起源を説き、文献の足らざるところを補はむとしてゐる。併しながら、朝廷で新一の部を定むる必要があるからといつて、隨意に多數の人民を駈つて一氏族の配下に屬せしむることは非常なる權力を要することであつて、皇威の盛なるに至つて始めて行はるゝことで、記紀の所傳を全部肯定せざる限り、朝廷に當初よりかくの如き權力があつたと見るのは疑問とすべきであらう。然るに國史の初めに於ても、有力なる氏族には、これに隸屬する多數の人民のあつたことは考へらるゝことで、神武天皇を速吹の門で迎へ奉り、東征の先導を承つた椎根津彦、一柱騰宮を菟狹川上に造つて大御饗を天皇に獻つた菟狹津彦、菟狹津媛の如きも、この種の豪族なるべく、椎根津彦は紀に國神といひ、倭國造、倭直の始祖であり、菟狹津彦は記に土人くにひとといひ、菟狹國造の始祖としてをる。また大和に於て皇軍に抗して後服從した國神、八十梟帥、魁帥ひこのかみなど稱せられたものも皆この地方の豪族で、各多數の部下を擁してゐたのである。而してこれ等の豪族が皇威に服し朝命を奉ずるに至れば、その地方に在るものは國造縣主となり、その中央に在つて直接朝廷に事ふるものは臣、連、伴造となり、その配下に在つた人民は部民となる譯である。同じく神武天皇紀に就いて見るも、椎根津彦の倭國造となる外、「菟田縣之魁帥」弟猾は猛田邑を給はつて猛田縣主となり、「磯城八十梟帥」弟磯城は磯城縣主となり、「國神」贄持の子は阿陀の鶺養の祖、同井氷鹿は吉野首等の祖、同石押分の子は吉野國樞の祖、弟猾は宇陀主水等の祖であるといふ。皇威の發展するに従ひ、これ等の氏族が漸く王化

に浴し、各朝命を奉じて一定の職務に就き、朝廷に勤仕するやうになつたのであるが、それと共に、その氏族に隸屬する人民もまた主長の統率の下に朝廷に仕へるやうになるので、皇室と氏姓階級と部民階級との關係がかくの如き事情から起り得べきことは考へらるゝと思ふ。而して朝廷は次第にこれを整理して組織立て、更にその必要とするところに従ひ、新に部を興すやうにもなつたのが、今日吾人が記紀によつて見るところの部でなからうかと思ふ。

五

記紀その他の古傳に就いて、新に部の出來た時の事情を載せた例を検するに、仁徳天皇の十三年始めて茨田屯倉を立て、これに因つて春米部を定め、雄略天皇の二年皇太后の主唱によつて実人部を定め、同十七年土師連等に勅して朝夕の御膳を盛るべき清器を進めしめ、贊土師部を定めたるが如きは、供御の必要から起つたものであるが、かくの如き實際上の必要からでは無く、單に功業を記念し、或は天皇、后妃、皇子の御名を後世に傳ふる目的で、新に部を定むることがある。今姑く前者を職業的品部と名づけ、後者を記念的品部と名づけて、兩者を區別することとする。従來部民の職務を論ずるものは専ら前者の職務についてのみ論じ、後者については殆ど注意しないやうに思はるゝがどうであらう。津田博士が部の起源を論じ、周書百濟傳の「各有部司、分掌衆務」といふ句を引き、我國の部と百濟の部の制度

との類似を擧げ、我國の部を以て全く官司と同じやうに解せられてゐるのも、その一例である。併しながら記紀について見ても、記念の意味で出來た品部の數は、職業的品部と比較して必ずしも少いとはせられないので、大化の改新に關する詔勅を見れば、これを廢止するのが寧ろその根本問題であつたかの如く思はるゝのである。こゝでは先づ品部の記念的性質について考へることにする。

上代の人は事功を記念する情が熾烈であつた。伊豆國から貢つた官船枯野が腐朽して用に堪へざるに至り、應神天皇はその久しく官用に供した功を忘るべからずとせられ、群卿に詔して、その船の名を後世に傳ふべき方法を講せしめた程である。それ故、皇族臣民の事功に對しても、永久にこれを記念せんとし、その一方法として新に部を定むるやうになるのである。垂仁天皇の皇子譽津別王は三十歳になつても物言ふことが出來なかつたが、王が湯河板擧の捕へて獻じた鵠を弄び急に物言ふやうになつたので、天皇は厚く板擧を賞し、姓を賜はつて鳥取造といひ、これによつて鳥取部を定めたといふのが、鳥取部成立の由來である。また履中天皇が兩枝船を盤余市磯池に泛べて遊宴を催され、膳臣余磯が酒を獻じたが、折しも冬十一月であるに拘らず櫻花がいづくともなく飛び來つて御蓋の中に落ちた。天皇これを異みたまひ、物部長眞膽連を召してその花を尋ねしめられたが、長眞膽連はこれを掖上室山に獲て獻つた。天皇歡びたまひ、宮の名を磐余稚櫻宮と爲し、長眞膽連の本姓を改めて稚櫻部造と爲し、膳臣余磯を稚櫻部臣と爲した。この改姓に伴つて長眞膽連、膳臣余磯に屬してゐた部民もまた稚櫻部と稱ふるやうに

なつたのであらうと思ふ。

また上代人の名を重んずる精神から出で、天皇、后妃、皇子の御子なく、崩御薨去と共に、その名の全く絶えむことを憂へ、新に一の部を定め、その御名を取つて部の名稱と爲し、御名を後世に傳へむとする慣習があつた。かくの如くして成立した部を御名代、御子代といふ。

武烈天皇は皇子なく、御名によつて小泊瀬舍人部を置かれたが、その詔には「傳國之機、立子爲貴、朕無繼嗣、何以傳名、且依天皇舊例、置小泊瀬舍人、使爲代號、萬歲難忘者也」とあつた。繼體天皇の八年、皇太子妃春日皇女は御子の無いことを悲み、「臥床涕泣、惋痛不能自勝」、これを皇太子に訴へて「無嗣之恨方鍾太子、妾名隨絶」と申されたが、天皇は皇太子よりこれを聞召されて、その情を憐み、「汝妃之詞深稱於理、安得空爾無答慰乎」といつて、皇女のために御名代を定められた。

併し御名代は必ずしも繼嗣のなき時にのみ置かるゝものではなく、日本武尊には七人の王子女があつたが、景行天皇はその功名を傳へむがために武部を定められた。また古事記には、仁徳天皇の朝、皇后石之日賣命の御名代として葛城部を定め、皇太子伊邪本和氣命（履中天皇）の御名代として壬生部を定め、皇子蝮之水齒別命（反正天皇）の御名代として蝮部を定め、御子大日下王の御名代として大日下部を定め、同若日下部王の御名代として若日下部を定めたことを擧げてあるが、伊邪本和氣命、水齒別命は皇后の生まれた皇子である。大日下王は書紀の大草香皇子で、眉輪王はその御子である。若日下部王

は書紀の幡梭皇女で、後に雄略天皇の皇后とられた方であるから、もし仁徳天皇の朝果して皇女のた
めに御名代を定めたとすれば、もとより御子の有無には關しなかつた譯である。また御名代といつても
必ずしも御本名を稱するとは限らず、磐之媛皇后は葛城襲津彦の女で、葛城はその御實家のあつたこ
ろであつたから、これによつて皇后の御名代を葛城部と稱した。允恭天皇が皇后の御名代として刑部おさかべを
定められたのも、皇后は記に忍坂之大中津比賣命と申し、忍坂はその御實家の在つたところだからであ
る。同じ天皇が妃衣通姫の名を後世に傳へむと欲し、諸國造に課して藤原部を定められたといふのも、
衣通姫は藤原宮に居つたから、その宮殿の名を取つて名づけられたのである。上代に於ては、居住の地
が本名と共に呼ばれ、或はその地名が人名となることも多いのであるから、御本名を傳ふると同じ意味
で、何等か關係のある地名が御名代に名づけられることは最も有り得べきことである。

記念的品部は、或事功を後世に傳へ、又は皇族の御名の絶ゆるのを防ぐために定めらるゝものである
が、これによつて他の職業的品部と稱するものと劃然と區別するを得ない。清寧天皇は御子代として白
髮部を置かれ、古事記には「此天皇無皇后、亦無御子、故御名代定白髮部」とあるが、書紀に據れば白
髮部に舍人、供膳、靱負の三種のあつたことが知られ、御名を傳ふることの外に、各その職とするこ
ろのものゝあつたことがわかるのである。安閑天皇の二年に置かれた勾大舍人部、勾靱負部も、天皇の
御名勾大兄廣國押武金日によつて稱する御名代で、白髮部の例に據れば、これも單に勾部と稱せられた

であらうと思はれる。また刑部が允恭天皇の皇后忍坂大中姬命の御名代として定められたことは記紀に見えるが、本居宣長に據れば、後の刑部の職はこの部の人の掌るところであつたといふ。但し栗田寛博士はその著新撰姓氏錄考證にこの説を採らなかつた。かくの如く、この種の部民の中にも一定の職業を有するものがあつたにせよ、その多くは農耕の業に従つてをつたこと、思つて大過あるまい。姓氏錄丹比連の條に、仁徳天皇の朝、皇子瑞齒別尊のために多治比部を諸國に定め、皇子の湯沐邑と爲したとあるのは、御名代を領地と解した例である。また雄略天皇紀十四年の條に「天皇命有司、二分子孫、一分爲大草香部民以封皇后」云々といひ、皇極天皇紀元年の條に上宮の乳部の民を封民と稱し、御名代の民を屬せしむることに「封」の字を用ひたのも、御名代に領地のあることから起つたのであらう。故に御名代御子代は一般に部民によつて御名を傳ふるに拘らず、繼體天皇紀、安閑天皇紀には、皇妃のために屯倉を立て、これによつて御名を後世に傳へむとすることが見え、土地そのものを御名代御子代とすることがあり、孝徳天皇紀の大化二年の條に、難波の狹屋部邑の子代屯倉と稱する例がある。また播磨風土記に據るに、揖保郡越部里はもと皇子代里といひ、安閑天皇の朝、但馬君小津が朝恩を蒙り、姓を賜はつて皇子代君と稱し、三宅をこの村に造つて仕へ奉つたといふ。

御名代御子代の民を統轄するものは、白髮部を領するものが、白髮部造（白髮部造は天武天皇の十三

年連姓を賜はる)である如く、その御名を負ふところの姓を稱する例である。この點は物部を領するものが物部連、忌部を領するものが忌部首であると異なる。従つて御名代を領する氏族の、その傳ふる御名の方に對する義務の如何を問はず、御名代の部民はこれを領する氏族に屬するものである。これ等の氏族はその稱する御名の方と縁故の深いものが選ばれる、のが通例である。雄略天皇が大草香皇子のために大草香部を定めらるゝや、皇子に殉死した難波吉士日香香の子孫を求め、大草香吉士と爲してこれを領せしめた。日本武尊の御名代は武部であるが、武部君は尊の子稻依別の後であり、安閑天皇から難波狹屋部邑子代屯倉を賜はつた宅媛は物部木蓮子大連の女で、姓氏錄に佐夜部首とあるものは伊香色雄命の後で、かの難波狹屋部の御子代を領した氏であらう。(歴史地理第三十三卷、喜田貞吉博士御子代御名代考參照)。また仁徳天皇は皇妃八田皇女のために御名代として矢田部を定められた、皇女の御母は紀共に和珥日觸使主の女宮主宅媛とするが、舊事紀に據れば、皇女の御母は物部山無媛といひ、その弟物部大別連が矢田部連の姓を賜はり、矢田部の氏うぢのみやつこ造となつたといふことである。

御名代の御名を稱ふる后妃皇族とその御名代を領する氏族との間に存するかくの如き關係は、皇室の保護の下に、その氏族の利權を擴張せしむる所以となつたやうに疑はるゝのである。殊にその后妃皇族に御子孫の無いか、後に全くその後裔の絶えた場合に、御名代の全權を掌握するものは、直接これを管理する氏族であらねばならぬ。故に繼體天皇以後、大臣大連の勢力盛なるに従ひ、御名代御子代の新立

も急に増加せしもの、如く、大化改新の詔は再三その弊を指摘してをり、これを廢してその土地人民を國家の土地人民とすることに最も重きを置かれた。大化元年九月の詔には、

自古以降、每天皇時、置標代民、垂名於後、其臣連等伴造國造、各置己民、恣情驅使、又割國縣山海林野池田、以爲己財、爭戰不已、或者兼并數萬頃田、或者全無容針少地、

「各置己民恣情驅使」とあるに據れば、御名代の民は御名代として后妃皇族の御名を負ふとはいへ、事實は臣連二造の民で、國縣山海林野池を爭奪するは、御名代として皇族の名義を借りて行はれたものであらうか。次いで大化二年正月改新の詔を宣せられ、其の第一に「罷昔在天皇等所立子代之民處々屯倉」云々とあり、同三月皇太子中大兄皇子の奏請にもまた

天皇問於臣曰、其群臣連及伴造國造所有、昔在天皇日所置子代入部、皇子等私有御名入部、皇祖大兄御名入部及其屯倉、猶如古代而置以不、

と見え、臣連二造の所有に歸した御子代御名代を廢すべき否やを御諮詢あらせられた。大化三年四月の詔にも、御名代御子代の多きに過ぐる情弊を舉げて左の如く宣べられてある。

既而頃者始於神名天皇名々、或別爲臣連之氏、或別爲造等之色、由是率士民心固執彼此、深生我汝各守名々、又拙弱臣連伴造國造、以彼爲姓、神名王名逐自心之所歸、前々猶謂人々也爰以神名王名爲人賂物之故、入他奴婢穢汗清名、遂卽民心不整、國政難治、

六

職業的品部と稱せらるゝものは、朝廷に對する特定の職務を奉ずるために置かれた品部をいふのであるが、その職務の性質について考へれば、その部民が必ずしも悉くその職務に與かつたやうに思はれないところがあり、その名に負ふところの職業も、これを領する氏族の世襲的に朝廷に事へる職務に過ぎないかと思ふ。膳大伴部が磐鹿六鴈の故事によつて出來たといふ傳説は前段に述べた如くであるが、膳大伴部の職掌が單に天皇の供御に與かることであれば、その性質上、大伴部などいふやうに多數の部民を領せしむる必要はないであらう。膳大伴部大麻呂、その他同じ部名を稱ふるものが大寶二年豊前國上三毛郡戸籍に見ゆるが、これ等の人民が上代以來同國に居住してゐたものならば、その到底供御に與かるべからざることとは云ふまでもない。膳臣と同じく供御に與かる阿曇連の率ゐる海人部は、地方に在つて海産物を供御に献ずるといふ説もあるが、膳大伴部の大膳職もその程度のものならば、その職務は海人部と異るところなく、その進献も調の一種と見るべきである。それで膳大伴部を置いたのも、勿論その一部のものは大膳職に與かつてゐたであらうが、その主なる目的は大膳職のためではなく、磐鹿六鴈が大膳職を以て朝廷に事へた功績を後世に傳へるために、膳を名とする部を立てたのであるといふ解釋も下し得ると思ふ。

垂仁天皇が湯河板擧の功を賞して、鳥取造といふ姓を賜はり、因つてまた鳥取部を定めたといふのも、同じ意味に解釋せられないであらうか。播磨風土記に據るに、神功皇后が新羅征伐のために進發せられ、御船淡路の石屋に御停泊ありしが、偶風雨大に起り、百姓悉く濡れた時に、大中子なるものが苦を以て屋を作り、これを防ぎ凌いだので苦編首といふ姓を大中子に賜はつたといひ、苦編部犬猪といふ名も同書に見える。これも朝廷で苦を必要として苦編部を置いたのでなく、大中子の功績を表はすために苦編首の姓を賜はり、大中子に屬するものを、或は新に一の部を立て、大中子に屬せしめて、これを苦編部と稱したものと解せられよう。もとよりこれ等の傳説が直に事實であるとは考へられない、或は鳥取造が鳥取部を領し、苦編首が苦編部を率ゐて朝廷に事へた事實を説明するために作られたものだらうと思はるゝが、これ等の傳説を通じて、鳥取造が鳥取部を領し、苦編首が苦編部を領するについては、その祖先に何等かの功績があつて、これを領するに至つたのであると考へられてゐたことは事實として信じてよからうと思ふ。また鳥取部が湯河板擧の功績を傳へ、苦編部が大中子の功績を傳ふるために出來たと解しても、鳥取造が鳥取部を率ゐて朝廷のために鳥を取り、苦編首が苦を獻することを否定するものではない。たゞそれは鳥取造、苦編首の調賦或は貢獻として行はれたので、それが主要なる目的で鳥取部、苦編部を置いたのでないと考へるだけのことである。

職業的品部が單にその職務技術のために置かるゝのであれば、同一の職務に二種以上の品部の存在す

る理由が解せられない。たとへば祭祀に關する中臣部、忌部、武人としての物部、久米部等の如き、中臣氏と忌部氏との間、物部氏と久米氏との間にこそ職務の分擔もあらうが、中臣部と忌部との間、物部と久米部との間には、職業として何等の區別もなく、たゞその主長を異にするといふだけで、職務は略同一の事をやつてをつたのではないかと思ふ。神祇令に、天皇踐祚の日、中臣が天神の壽詞を奏し、忌部が神璽の鏡劔を奉る規定があり、上代の慣習に據るものではあらうが、それは中臣氏忌部氏の職務で、所屬の部民等の與かり得べき性質のものではないであらう。それで中臣部と忌部との岐るゝところは、各その所屬を異にする點に在つて、中臣連に屬するから中臣部、忌部首に屬するから忌部と稱するにとゞまり、畢竟その主長の名を傳ふるに過ぎないではなからうか。物部、久米部も同じく、物部連に屬するから物部、久米直に屬するから久米部と稱するので、物部あつての物部連、久米部あつての久米直ではなからうと思ふ。

また供御について考ふるに、膳臣はその祖磐鹿六鴈以來膳大伴部を率ゐてその職を掌る外に、應神天皇の朝、安曇連の祖大濱宿禰は海人の宰となり、海人部を率ゐて海産物を献じ、爾來その後裔は膳臣と共に代々供御に與り、朝廷に行はるゝ神事には兩氏より供物を奉つたが、靈龜二年の神今食に供膳の前後について論争を生じ、奈良朝を経て、延暦十一年に至りやうやく解決を告げた（日本後紀、本朝月令參照）。これに據れば、海人部は海産物を獲つて朝廷に献ずるのがその職務であるやうに見えるが、恐

らくはもとより海人部を領してゐた安曇連が供御に與かるやうになつたので、海人部の供御に關する職務を生じたのであらう。それ故、供御は安曇氏の職であつても、海人部は單に漁獲を職とし、その一部を安曇氏に送るにとゞまり、直接供御には關係がなかつたのであらう。また前に述べた穴人部も、雄略天皇の朝、供御のために出來た品部であるが、雄略天皇紀七年の條の注記に、吉備臣弟君が百濟から還つて漢穴人部を献つたことが見えるから、穴人部とは別に漢穴人部があつたことになる。穴人臣鴈の名は崇峻天皇紀に、穴人臣大麻呂の名は天武天皇紀に見え、穴人臣は天武天皇の十三年姓を賜はつて朝臣と稱し、姓氏錄に據れば大彥命の男、彥背立大稻腰命の後といひ、膳臣から別れたものである。穴人臣が供御の職を以て朝廷に仕へたことは事實であらうが、穴人部が直接供御に與かることは考へられないことで、たとひ與かると稱しても、單に山野に獵して供御に奉るべき獸肉を獲る程度のもので、阿曇連に屬する海人部が漁獲の物を献ると同じ例であらう。

これ等の部民が所屬の氏族に従つて朝廷に奉仕するといふのは、その全部が皆其の職に従つてゐた譯ではない。朝廷に奉仕するとなれば、其の居住の範圍も自ら制限せられて、近畿地方以外に出づることには許されない筈で、令制諸寮諸司に屬する品部雜戸の大部分が畿内に住し、たゞその一部が近江紀伊の兩國に居つたのが好い例である。然るに忌部物部その他の氏族品部にして他の國々に集團を成して居住したものゝあつたことは、記紀その他の古史に多くの例證があり、大寶養老の戸籍について見てもわか

る。それ故、これ等の部民は朝廷に仕へるとしても、令制の品部雜戸の如く、期を定めて上京し、その職務に就くか、或は地方に在つて、その收穫生産物を所屬の氏族に送つて朝廷の御用に供するに過ぎないであらう。従つて職業的品部も専らその業に服するといふことは無いので、少くとも一部のものは農耕を業としてゐたのである。

山守部、山部は山林を管理するを職としたやうに解せられてゐるが、仁徳天皇の朝、額田大中彦皇子は倭の屯田^{みた}を以て是れ本より山守の地なりといつてこれを横領せむとし、朝廷はその疑義を解決するため、倭直の祖麻呂の弟吾子籠を韓國より召喚したことがある。この事を傳へた書紀の大中彦皇子は大山守皇子の誤にあらずやと思はる、節もあるが、書紀の本文に従へば、大中彦皇子は山守部を總領し、山守の地と稱して倭の屯田を掠めむとしたのであるから、山守部を領するものが田地を領することは認められてをつた譯で、これを耕作することは、また部民たる山守部の仕事であつたと思はれるのである。山守部はまた山川林野を掌る其の職務の上から、新に開墾するに適當なる土地を得る便宜があつたと見え、山守部を領することは致當の一方法であつた。顯宗天皇御即位の初め、來目部小楯の功を賞し、その欲するところを問はせられたとき、小楯は山官たらむことを望み申したので、天皇は小楯に山部連の姓を賜はり、山守部を民部と爲さしめたが、これによつて小楯は「富莫能儔」といふに至つた。

古事記には、垂仁天皇が皇后沙本毘賣命の御兄沙本毘古王の稻城を攻めしめ、その中におはした皇后

を救ひ給はむとして、輕捷の力士を選んで稻城の中に入らしめたが、その力士は皇后の御手を取つて救ひ奉らむとしたところ、御手に纏くところの玉の緒の斷絶したため、遂に皇后を救ひ出すことが出来な
いでしまつたので、天皇はその玉を作つた人を惡み、皆その地を奪はれた、それで不得地玉作とこえねたまつくりといふ諺
があつたといふ。古事記傳にその地を粮地、田莊と解するのは果して妥當なるや疑ふべきも、この傳説
の中に、玉の細工を業とする玉作部に農耕の地のあつたこと、その土地の無い玉作部は寧ろ異例に屬し
たことが知らるゝのである。

また或種の部に於ては、その職務の性質上、他の部と同種の産業を營むものがあつたことが考へられ
る。忌部氏は神祇の祭祀に預り、その必要から神幣を造つて奉つたが、その遠祖太玉命が神を祭るとき
阿波國忌部の遠祖天日鷲神は木綿を作り、紀伊國忌部の遠祖手負帆負神は作笠者かさねひとなり、彦狹知神は作
盾者となり、天目一箇神は作金者かなたくみとなり、櫛明玉神は作玉者たますりとなつたことが神代紀に見えてゐるが、古
語拾遺には、手負帆負命は讚岐國、彦狹知命は紀伊國、天目一箇命は筑紫伊勢兩國の各忌部の祖となつ
てをり、櫛明玉命だけが忌部でなく、出雲國の玉作部の祖となつてゐる。古語拾遺にはまた神武天皇の
橿原に即位せられたとき、太玉命の孫天富命をして手置帆負、彦狹知二神の孫を率ゐて、齋斧齋鉏を以
て山林に料材を伐採し、正殿を構へしめ、忌部の諸氏を率ゐて種々の神寶、鏡玉矛盾木綿麻等を作らし
め、その御祈玉は櫛明玉命の孫、その木綿、麻並に織布は天日鷲命の孫が造つたといふことである。こ

れによつて見れば、忌部氏の職務は主として祭祀に在るにしても、忌部氏に屬するもの、中には前掲各種の手工業、農業に就くものがあつたのである。

物部氏は武官として宮闕の警衛に當つてゐたが、崇神天皇が大田田根子をして大物主神を祭らしめたとき、天皇は物部連の祖伊香色雄を神班物者かみのものあかつひとと爲し、物部の八十手が作つた祭神之物かみのまつりものを天神地祇に獻らしめた。これを古事記には「又仰伊迦賀色許男命、作天之八十毘羅訶、此三字以音也定奉天神地祇之社、又於宇陀墨坂神、祭赤色楯矛、又於大坂神、祭黑色楯矛、又於坂之御尾神及河瀬神、悉無遺忘、以奉幣帛也」とあつて、平瓮、楯矛、恐らくはその他神物としての必要なものは、物部の八十手、即ち物部氏に屬する多數の手人によつて作られたのである。

また書紀には、垂仁天皇の三十九年、五十瓊敷命が茅渟の菟砥の川上宮に在つて劔一千口を作り、その劔を川上部と名づけ、これを石上神宮に藏め、後勅命によつて神宮の神寶を主つたといひ、川上部は劔の名のやうになつてゐるが、古事記には、命が鳥取の河上宮にましゝて、横刀一千口を作らしめ、これを石上神宮に奉納したことを載せて、「即坐其宮定河上部也」とあれば、河上部は命の宮殿の名を採つた一般の部と解せられる。今古事記に従ふことゝするが、書紀の一書には、その時、楯部、倭文部、神弓削部、神矢作部、大穴磯部、泊櫃部、玉作部、神刑部、日置部、大刀佩部、合せて十箇の品部を五十瓊敷命に賜はつたとある。これ等の品部は、命が石上神宮を祭り、また上代には兵器を捧げて神を祭

り、神宮を一種の兵庫としてゐた關係から、武器を造り或は修繕する必要のために命に賜はつたものと思はれ、河上部編制の一要素となつたものと考へられる。従つて職業、技術の上からいへば、忌部、物部と同じく河上部は複雑なる性質を帶ぶる譯である。

これ等の例に就いて見れば、忌部氏が朝廷の祭祀を掌り、物部氏が宮闕の警衛に任じ、五十瓊敷命が石上神宮に仕へ、各その職務を行ふには、種々の技術を有するものを備へてをらなければなかつたのである。然らば忌部氏の下に、笠を縫ひ、楯を作り、齋斧齋鉏を以て料材を伐り殿舎を構へたものは如何なる人であらうか。記紀、古語拾遺の明文では忌部の氏族がその局に當つたやうになつてゐるが、勿論それには所屬の部民を率ゐてやつたことであらうと思ふ。而して忌部氏所屬の部民は、通説に従つて忌部とせなければならぬ。果して然りとすれば、忌部は笠縫部、楯部等の職業を兼ね、これ等の品部の職業的區別が無くなることになる。これと同じく、物部氏に屬するものが物部で、その物部が各種の武器を製作したとすれば、物部と弓削部矢作部等の品部との職業的區別が認められないであらう。それで通説に従はず、忌部氏には、忌部の外に、笠縫部、楯部等各種の品部が隸屬してゐたやうに考へることとする。それには前述の如く五十瓊敷命に十箇の品部を賜はつた例のあるのみならず、物部氏に猪名部の屬してゐたことは雄略天皇紀に、贄土師部の屬してゐたことは安閑天皇紀に、物部守屋に漆部造兄が隨つてゐたことは用明天皇紀に見えるから、物部氏に屬する部民は必ずしも物部と限定することを要しな

いのである。併しながら、私見ではこの二つの説は兩立し得るものと思ふ。

職業的品部の各職業は、決して他の部民が出来ないものではないのである。機織を業とするものは服部であつた。然るに素戔嗚尊が天照大神の神衣を織りませる齋服殿に天斑駒を投じたことは神代の物語に見え、仁徳天皇が女鳥王の機を織るを御覽せられて、メトリノワガオホキミノオロスハタ、タガタネロカモといふ御製のあつたことが古事記に見えてゐる。酒を醸造するのは酒部の職とせられた。併しながら酒は上代既に賣買されてもゐたが、各自またこれを造り、却てその方が美酒とせられ、顯宗天皇紀の室壽の歌に、「新墾之十握稻之穗、於淺甕釀酒、美飲喫哉」といひ、「旨酒餌香市不以直買」といふのも、そのためである。これ等の例を以て推せば、弓を造るに必ずしも弓削部を待たず、矢を作るに必ずしも矢作部を要しなかつた譯で、忌部と稱するもの、中に、その製作に堪能なるもの、あつたやうに考へてもよからうと思ふ。たゞ特殊な技術を要するもの、或は特に慎重にこれを製作せむとする時にのみ、特殊な部民の技術に依頼することになるのであつて、玉も祭器の一つであるに拘らず、忌部氏がこれを櫛明玉命及びその子孫に托するやうになつてゐるのも、かくの如き事情があるからではなからうか。或は宮殿の構築には猪名部の如き専門的の部民のあるに拘らず、忌部氏がこれに與るのを疑ふ説もあるが、忌部氏が檀原の宮居を造つたのは、御即位の式を行ふ祭殿として造つたのであるから、我國固有の古法に據るものと解すべきで、猪名部の得意とした大陸的の樓閣風の建築とは區別して考へねばならぬ。故

に忌部がその構築に當つたと見ても疑ふには及ぶまいと思ふ。

然らば特に手工業を名とする品部は如何にして生じたのであらうか。蓋し始は彼等がその技術に長じたるため、朝廷は或一氏族をして彼等を率ゐて朝廷に仕へしめ、その業を以て氏族と部民とに名づけたのであらう。たとへば、前述の如く、釀酒の法は古くから行はれてゐたが、朝廷で酒部を置いたのは、應神天皇の朝、韓國より來朝した須々許里といふものが造酒の術に長じ、大御酒を造つて獻つたのが始で、酒部公は景行天皇の皇子神櫛王三世の孫足彥大兄王の後であるといふ(古事記、姓氏錄參照)。恐らくは酒部によつて釀酒の新法が傳はつたのであらう。その氏族は世々同じ職を以て朝廷に奉ずる關係から、部民の技術の上達を圖り、またその技工を養成する責任があつた。従つてこれ等の部民は専門の技工として發達し、その才能を認められ、他の氏族の職務の必要上、朝廷から一部を割いてその氏族に移さしめることもあれば、氏族自身の生活の必要上これを招くこともあつたであらう。一般の品部が解放された後に於ても、令制にはなほ彼等を品部雜戸の名の下に諸寮諸司に配せしめ、特殊の職務に服せしめたのは、彼等の技術を全く廢するを得なかつたからである。併し彼等が専門の技工であるといつても、その屬する氏族のために専門以外の業に服することは有り得べきことで、玉作部に耕地のあつたことは前述するところである。或は手工業を名とする品部がすべて皆その技術を備へてゐたと考ふる必要はなく、その技術が無くとも、技術の有るものと共に同一の氏族に屬して、同じ部名を稱し、その技術以外

他の方面に於て氏族のために駆使せらるゝものゝあつたやうに考へることも出来よう。例へば玉作連に屬する品部はすべて玉作部とすれば、その中には玉の細工に與らず、専らその耕地の佃作に従ふものあつたことが考へらるゝであらう。令制の品部雜戸はその技能によつて特殊の地位を占むるものであるから、その中には特殊の技能の無いものは無いのであるが、これを以て上代の同種の品部を律するを得ないであらう。

手工業を名とする品部も、他の職業的品部と同じく、朝廷の必要に應じ、或は從來の同種の品部を割きて獨立の一部を立て、或は新技術の傳來するに従つて、新にこれを定むるを例としたから、類似の手工業にして各一部を爲すものが甚だ多いのである。土師部は土器を作るを業としたが、雄略天皇の朝、土師連等に詔して、朝夕の御膳を盛るべき清器を進せしめ、これによつて贄土師部を定められた。姓氏錄に據るに、贄土師連は天穗日命十二世の孫、意富曾婆連おほそはの後なりといふ。然るに土師、贄土師の外にまた玉手土師、坏つぎ作土師といふものがあつて、延喜主計式上には、土師器、一丁火爐蓋八口云々、玉手土師鉢五十口云々、贄土師鏡形かなまじりかた五十口云々、坏作土師酒盞六十合云々といひ、畿内の雜物として各別種の土器を納むる規定である。玉手土師、坏作土師も贄土師と同じ意味で定められたであらう。而かも陶器の製法が外國から傳はれば、これによつて陶部を定め、新漢陶部高貴等を河内國の上桃原、下桃原に遷し居らしめたことが雄略天皇紀に見えてゐる。

また機織に就いて見れば、服部（織部）の外に、麻績部、倭文部、錦部、長幡部、廣幡部等の品部があり、これを裁縫するに衣縫部がある。服部連は姓氏錄に據れば、允恭天皇の朝、織部司に任じ、諸國の織部を總領したといふ。服部はハタオリの約で、即ち織部であり、織部司は勿論後世の官名であるが、服部部連がその部民として服部、織部をもつてをつたことは明かである。然るに神祇令には、神衣祭には伊勢の神服部等が參河赤引調絲を以て神衣を織り、麻績連が麻を以て敷和衣を織つて神明に供することになつてをる。是れ恐らく上代の慣習によつた規定であらうが、麻績連に屬するものは麻績部であり、神服部も服部連に屬する服部ではあるまいと思ふ。姓氏錄に據るに、服部連、衣縫造共に饒速日命の後で、その率ゐる服部、衣縫部は我國固有の方法で機織裁縫の事をやつてゐたのであらうが、應神天皇の朝、百濟國から縫工女を貢り、その後は來目衣縫となり、雄略天皇の七年、吉備弟君が百濟より還つて漢手人部、衣縫部、宍人部を獻じ、同二十七年に、吳國から漢織、吳織及び衣縫兄媛弟媛を獻じた。書紀には「漢織、吳織、衣縫、是飛鳥衣縫部、伊勢衣縫^{○部脫}之先也」とある。これ等の衣縫、服部は漢衣縫、吳服部として、我國固有の衣縫、服部とはその製法を異にして、をのづから別種の部を成してゐたのである。姓氏錄に據るに、百濟國神靈命の後と稱する衣縫（無姓）、百濟國人阿漏史の後と稱する吳服部連といふものがある。廣幡部、長幡部についても、廣といひ長といひ、單に美稱に過ぎぬといふ説はあるが、文字によつて解すれば、その間に職業として技術に如何なる區別があつたか殆ど考へ得られな

いであらう。併しながら部としては自ら別れてをつたらしく、姓氏錄には廣幡公を百濟國津王の後と爲し、長幡部連は彥坐王の子神大根王の後と爲してゐる。職員令集解に引く古記別記に河内國廣絹職人等三百五十戸とあるは所謂廣幡部の遺流であらうか。長幡部については、常陸風土記に、「長幡部遠祖多且命避自美濃國、遷于久慈、造立機殿、初織之、其所織服、自成衣裳、更無裁縫、謂之内幡、○中略今每年別爲神調獻納之」といふことが見える。

以上の論證は多岐に亙るが、要するに、職業的品部なるものは、通説では、單にその名稱とする職業のために設けられたもの、如く解せられてゐるが、精しく記紀その他の古傳説を見て行けば、その解釋にいろいろな疑問を生じて來るのである。その主なるものを挙げれば、

(一) 數氏族が略同一の職務を以て朝廷に仕ふるとき、これに屬する品部は各獨立してゐるが、その職務には特殊の區別がなかつたやうに思はるゝこと。

(二) 職業的品部はその職業を以て朝廷に仕へてゐたやうに説かるゝが、それならば職務の性質上近畿地方に居らなければならぬものが他の遠隔の地方にも多く住んでゐたこと。

(三) 職業的品部の職業は、その部名から察すれば極めて微細なる點にまで區別せられてゐるが、上代の國民生活は決してかくの如く分化してをらなかつたから、一の品部の職業は必ずしも他の品部の出來ないことではなく、またこれをやつてゐた事實があり、殊に農業は一般の品部に通じて行はれたと思

はるゝこと。

等である。それで私見では、職業的品部の名稱とする職業は、本來品部自身の職業でなく、その品部を領する氏族が世襲して朝廷に仕へる職務の名稱でないかと思ふのである。品部がその主長の氏族と名稱を同じうすることは殆ど原則であるから、かくの如く考へることは無理ではあるまい。たゞ氏族がその職を奉ずるについては、もとよりその職務に適するものとして選任せられたのであるから、その手工業に關するものに在つては、氏族自身その技術に堪能なるか、所屬の品部に技術を善くするものがあつた筈であるから、その専門技工たることは認めらるゝであらう。殆ど同種類の品部が各名稱を異にして多數並び存するものも、朝廷が新技術を傳へるものを得、或は特にその技を善くするものを得る毎に、その品部を率ゐて朝廷に仕へしめ、氏族品部の名稱としたために起つた結果で、かくの如くして他の職業的品部、記念的品部と共に、年代を経るに従ひつきゝに出來て、遂には百八十品部と稱せらるゝに至つたのであるが、職業技術の實質によつてこれを區別するならば、右の理由によつてその數は大に減ずることであらうと思ふ。

これ等の職業的品部の中には、當時の専門技工が多くあつたのであるから、その技術を要するものは朝廷ばかりでなく、中央地方の雄族に於いても同じことである。それで一氏族に屬する品部は必ずしも特定の一種の品部と限らず、數種或はそれ以上の品部が屬することもあつた。前にも述べたが、物部氏

には、物部の外、猪名部、贄土師部、或は漆部の屬してゐたことが書紀に散見する。允恭天皇の崩ずるや、輕太子と穴穗皇子と相争ひ、各特殊の箭を造り、書紀は穴穗括箭、輕括箭始めてこゝに起るといひ、古事記は穴穗皇子の作るところの矢は即ち今時の矢なりといつてゐる。穴穗括箭を造り出したものは、恐らくは皇子所屬の矢作部であらう。吳國から獻じた衣縫兄媛は、朝廷から改めて胸形大神（應神天皇紀）又は大三輪神（雄略天皇紀）に奉り、胸形三神にまた車持部の屬してをつた（履中天皇紀）ことなどから考へれば、有力なる神社にも種々な品部があつたやうに見える。韓漢人の我國に投化したもの、中には、新知識新技術を傳へるものが多かつたのであるから、我國の雄族の間にはこれを争ひ取らむとする傾向があり、これを統率すべき氏族の統制が行はれ難かつた。雄略天皇紀十五年の條に「秦民分散、臣連等各隨欲駈使、勿委秦造」とあるのは、この事情を説明するもので、天皇は詔して秦民を聚めて秦酒公に賜はつたが、翌十六年また「詔聚漢部定其伴造者、賜姓曰直」とあるのは、漢部にも同様な事情があつたからであらう。これ等の部民が朝廷に事へるだけでなく、各地の雄族に隸屬し、その保護を受けるやうになつたのは、部民の統制の上からは困つたことであらうが、これによつてその有するところの技術は朝廷と雄族との間に有力なる保護者を得た譯であるから、上代の工業の發達を考ふるには注意すべき事實である。

氏族制度の崩壊は必ずしも大化の改新を待たず、その原始状態は時代の進運に伴つて大化以前既に徐と絶えず崩壊の氣運に向つてをつたのである。まづ人口の増加と共に、一氏族の人員も愈増加して、その分裂及び移動を促し、氏人相互の團結、氏上の統制が困難になつて行くことが考へられる。また文化の發達は個人の欲望を刺戟し、集團生活から個人本位の生活へと導くやうにもなつたであらう。殊に漢學が漸く行はれて、國に二王なく、普天率土、王民にあらざるなしと説かるゝに及び、氏族制度の廢止、部民解放の原則が認めらるゝやうになつた。その他内治外交相待つて國家統一の機運を醸成し、次第に皇權の隆盛を加へ、遂に大化以後の中央集權の政府を組織するに至つたのであるが、その間に新に起さるゝ多數の御名代その他の品部は、これを統率する氏族に利權を齎すものが多かつたから、部の新定は雄族間の部民爭奪の勢と相待つて氏族部民の統制を困難ならしめた。大化二年八月の詔に、その弊を擧げて左の如く宣せられ、これを以て品部解放の主たる理由とせられた。

始王之名名、臣連伴造國造、分其品部別彼名名、復以其民品部交雜使居國縣、遂使父子易姓、兄弟異宗、夫婦更互殊名、一家五分六割、由是爭競之訟盈國充朝、終不見治、相亂彌盛、粵以始於今之御寓天皇及臣連所有品部、宜悉皆罷爲國國民、

また氏族の職務の世襲といふことも絶対的のものではなく、國家の必要と狀勢の變化とに應じては、世襲とする職務以外にも執掌するやうになるのである。皇宮警衛の武官を世職とせる物部氏大伴氏が大連として機密に參與し、宰相の職に任じたのもその例と見らるゝが、供御の事を世職とすべく思はるゝ膳臣巴提使が、欽明天皇の朝、百濟に使して勇名を轟したことや、諸國の犬養部を掌るを世職とすべく思はるゝ縣犬養連は、安閑天皇の朝、櫻井田部連等と共に詔を奉じて屯倉の税を主として掌るやうになつた。かくの如き例は國務の多端となるに従つて益多くなることで、これによつて氏族の世職の意味は失はるゝ譯である。更に推古天皇の十二年冠位の制定せらるゝに及びて、古來氏族の尊卑を分つたために用ひられてをつたカバネの制がその意義を失ふやうになつた。

國造稻置の族は、地方の豪族が皇威に服して地方官の職を行ふやうになつたもので、成務天皇が國縣を分ち邑里を定め、詔して當國の幹了なる者を取りて其の國郡の首長に任せられたといふのは、これを法制の形式で表はしたに過ぎぬ。駿河に於て日本武尊を欺き害せむとしたものを、書紀には「其處賊」としてあるが、古事記には「其國造」としてあり、要するに、國造は本來その地方の豪族として勢力を有してゐたもので、皇威に服すれば地方官の任務に就き、服せざれば土賊として掃蕩を免れなかつたのである。朝廷では國の宰みこともち、國司を任じ、必要に應じて地方に遣はし、中央と地方との連絡を取り、行政監督の任に當らしめたが、國宰が國造の政治に干渉して直接地方人民に接觸することは許されなかつ

たと見え、大化元年八月東國の國司等に賜はつた詔に、「國司等在國不得判罪、不得取他貨賂令致民於貧苦、上京之時、不得多從百姓於己、唯得令從國造郡領、但以公事往來之時、得騎部內之馬、得喰部內之飯」といふことがある。併しながら上代の末期に於いては、國司は朝廷の威を假りて國造郡領に臨み、國造郡領はひたすら國司の歡心を得るに努め、皇威地方に徧く波及せることを思はしめるものがあつた。前述の如き詔のありしに拘らず、國司等任に赴いて自ら人民の訴訟を斷じ、國造から送るところの賄賂を收得したことが露はれ、各朝廷から嚴重なる戒告を受けたのである。

かくの如く、上代の末期には氏族制度の性質が非常に變つて來たのであるから、當時の状態を以て直に氏族制度本來の状態と看做すことはできないのである。

推古天皇紀二十七年の條に、「是歲、皇太子島大臣共議之、錄天皇記及國記、臣連伴造國造百八十部並公民等本記」とあるが、氏族制度のなほ行はれてゐた推古天皇時代に於て、公民とは如何なる種類の人民をいふかゞ疑問となつて、近時學者の注意を促すやうになつた。公民といふ文字は、右推古天皇紀の外に、古事記垂仁天皇の段に、皇后狹穗姬が丹波道主王の女兒姫弟姫を皇妃として天皇に薦め奉り、「茲二女王淨公民故宣使也」と申したことが見え、孝德天皇紀の大化元年八月の詔に、「凡國家所有公民、大小所領人衆」の句がある。また續日本紀には、文武天皇元年八月即位の詔の宣命に、「皇子等、王等、百官人等、天下公民」とあるを始め、皇子諸王、諸臣百官人、天下の公民と列擧して詔命を宣す

るのが殆と一致した形式となつてゐる。天平十九年勘録の法隆寺縁起並流記資財帳にも、推古天皇戊午年四月、聖德太子が法華勝鬘等の經を講せられ、「諸王公主及臣連公民信受無不喜也」といひ、同年勘録の大安寺縁起並流記資財帳には、天武天皇の朝、東宮草壁太子が「親王諸王百官人等天下公民」を率ゐて誓願せられたことが見えてゐる。これ等の例に據れば、王女を公民といふこともあるが、一般には公民は皇親諸王、臣連國造伴造乃至百官人と區別せられ、後世の平民と稱するものと殆と異るところはない。和銅元年七月、元明天皇が二品穗積親王、左大臣石上麻呂、右大臣藤原不比等等に賜はつた勅に「卿等情存公平、率先百寮、朕聞之喜慰于懷、思由卿等如此、百官爲本、至于天下平民、垂拱開衿、長久平好」云々とあり、前述の諸例に於て公民を百官に對せしめたと同じく、この勅に於ては平民を以て百官に對せしめてゐる。これまた公民の意義を解釋する參考資料となるであらう。

推古天皇紀の國史の撰録に關する文は、學者によつていろ／＼と解釋せらるゝが、私見ではこれを天皇記、國記、臣連伴造國造等の本記、百八十部並公民の本記を録せしむる意味に解釋するのが宜からうと思ふ。記紀の文で、部は伴造、伴男に解せらるゝこともあるが、この場合には伴造國造と區別せられてあるのであるから、品部、部民と解せねばならぬ。部民を以てすべて氏族の私民であると解すれば、その私民を以て公民の上に擧ぐることを不當とするであらうが、部民がすべて氏族の私民であるといふことは、通説であるに拘らず、なほ疑ふべき餘地があるのみならず、部民の或ものは公民と同じ地位に

在つたやうに思はる、例證が書紀の中に見えるのであるから、必ずしも不當とするを得ないであらう。孝徳天皇紀に天皇御即位の事を敍べて、

由是輕皇子不得固辭、升壇卽祚、于時大伴長徳連帶金靱立於壇右、犬上健部君帶金靱立於壇左、百官臣連國造伴造百八十部羅列匝拜、

とあるが、御即位の式に列する光榮が氏族の私民たる百八十部に與へられて、公民に及ばなかつたとは考へられないから、この場合、百八十部は公民を代表したのか、或は百八十部の中に所謂公民があつたのではないかと疑はるゝのである。次いで大化二年二月の詔には「明神御宇日本倭根子天皇詔於集侍卿等臣連國造伴造及諸百姓」といひ、同三月東國の國司に詔して「集侍羣卿大夫及臣連國造伴造並諸百姓等咸可聽之」といひ、東國の朝集使に詔して「集侍群卿大夫及國造伴造並諸百姓等咸可聽之」といひ、その列擧する形式は殆ど一致してゐるが、この「百姓」は孝徳天皇紀の例に據れば百八十部であり、續紀その他の例に據れば公民とあるべきところである。公民、百姓、共に書紀の古訓ではオホミタカラ又はオホムタカラと訓み、公民卽百姓とも解せらるゝが、履中天皇紀には、車持君が筑紫國に行つて悉く車持部を檢校したことを責め、「爾雖車持君、縱檢校天子之百姓」と申されたことが見え、部民である車持部を以て天子の百姓と爲してゐる。即ちこの車持部は紛ふ方なき天下の公民で、この一例だけでも、部民が全く公民でないといはれないので、少くとも部民の或種のもは公民に準すべき地位を有してゐたこ

とが知らるゝのである。公民の古訓たるオホミタカラは、書紀では、百姓の外、民、人民、億兆、黎元、元元、民萌、黔首等の語にも通じて訓まれ、その稱する範圍は一般の人民に及ぶやうに解せられる。たゞ奴婢はオホミタカラといはれなかつたので、孝徳天皇紀に良人をオホミタカラ、良男をオホミタカラヲノコ、良女をオホミタカラメノコと訓んでゐるが、奴をばヲノコヤツコ、婢をばメノコヤツコと訓んで、奴婢と良民との間に區別せられてあつた。部民は大化以後一般に解放せられて公民となり、その一部のものゝが舊に依つて品部と稱し、或は雑戸と爲されたが、奴婢ではなかつた。大寶養老の戸籍に徴するに、一般の人民は某部を氏とするに反し、奴婢はたゞ名のみを有し、某部と稱することもなかつた。

かくの如く、公民と部民とは、明かに區別し難き状態に在るが、これによつてすべての部民が公民であるといふ譯ではなく、部民の中に、その隸屬する氏族の私民たるものゝあつたことは疑ふべからざる事實で、有姓の氏族がその罪を購ふためにこれ等の私民を朝廷に獻することは屢史上に見え、大化二年八月の詔に「始於今之御寓天皇及臣連等所有品部、宜悉皆罷爲國家民」といひ、皇族權豪に屬する品部はこの詔によつて解放せられて國家の民となつたのである。國家の民といふのは、朝廷の任ずる官吏の管轄に屬し、國民としての一般の義務に服し、租庸調を國家に納むるもので、書紀の古訓にはオホヤケノタミと訓んであるが、その實はオホミタカラ、即ち公民と同じものであらうと思ふ。大化以前に於て官吏といへば、臣連伴造國造等の姓を有するもので、部民はその管轄に屬してゐたのである。大化元年

八月、鍾匱を朝に設けて詔して曰はく、「若憂訴之人、有伴造者、其伴造先勘當而奏、有尊長者、其尊長先勘當而奏、若其伴造尊長不審所訴、收牒納匱、以其罪々之」云々。また國司を東國に遣はされた時にも、詔して國司等がその國に在つて民の訴ふることを裁判することを戒められ、翌年その事によつて罪せらるゝものがあつた。即ち伴造國造共にその支配の人民に對して裁判權を有してゐたのである。また上代の課役の重なるものはエタチ(役)、ミツギ(調)であるが、エタチは即ち丁役で、仕丁、直丁として諸國から中央に徵集せられて朝廷の使役に服した。古事記仁德天皇の段に、水取司に驅使せられた吉備國兒島の仕丁が難波の大渡から船に乗つて歸國せむとしたことが見え、雄略天皇紀十一年の條には、信濃國の直丁と武藏國の直丁とが侍宿の間の偶語が累を爲して鳥養部とせられたことが見えてゐる。これ等の役丁が如何なる身分のものか明かにするを得ないが、聖德太子の憲法第十六條には、「使民以時、古之良典、故冬月有間、以可使民、從春至秋、農桑之節、不可使民、其不農何食、不桑何服」といひ、その義務は一般の人民に及んでゐた。また推古天皇紀に蘇我蝦蟇の驕横を載せ、其の祖廟を葛城高宮に立て、八俗の儻を爲し、「又盡發舉國之民並百八十部曲、預造雙墓今來、○中略更悉聚上宮乳部之民、役使營兆所」云々といひ、上宮大娘姬王はその專權を憤つて「天無二日、國無二王、何由任意悉役封民」といはれた。これもとより蘇我氏の驕横に因るとはいへ、朝廷がこれ等の工事のために部民を徵集することは許されてゐたので、蘇我氏が皇威を藉りて私役したやうに解せられる。また雄略天皇紀の十五年の條

には、秦民を聚めて秦酒公に賜ひ、百八十種の勝部を率ゐて庸調の御調を獻らしめ、翌十六年には國縣に桑を植ゑしめ、秦民を分ち遷して庸調を獻らしめたことが載せてある。更に大化元年九月の詔は臣連國造伴造の土地兼併の弊を擧げ、これに次いで

及進調賦時、其臣連伴造等先自收斂、然後分進、修治宮殿、築造園陵、各率己民隨事而作、易曰、損上益下、節以制度、不傷財害民、

といひ、調を納め丁役に服する義務は、臣連等の管轄の下に行はれてゐたのであるが、この詔では、臣連等がその調を掠め、その民を私役することを戒められたので、臣連以下は官吏の如くこれを支配したるに止まり、課役の義務はその管理を受けた人民、即ち部民に在つたのである。翌二年正月の改新の詔には、「罷舊賦役、而行田之調」といひ、「凡仕丁者改舊每三十戸一人、而每五十戸一人以充諸司」といひ、その舊制を見ることが出来る。朝廷が各種國家の義務を氏族に課した氏族制度本來の舊慣は漸く廢れて、大化以前既に人民が直に國家の課役を負擔するやうになつて來たことが考へらるゝのである。

要するに、臣連國造伴造に屬する部民がその私屬の民であり、臣連國造伴造がこれ等の民を率ゐて朝廷に奉仕した時代は漸く去り、朝廷の權力加はり、氏族の勢力の衰ふるに伴ひ、一部の部民は私屬の状態を脱する能はざると共に、一部の部民は國民として國家の義務に服するに至り、後者の人民に對して臣連國造伴造は單にこれを管轄するに過ぎざるものとなつたでなからうかと思ふ。而して推古天皇紀、

孝徳天皇紀に見える公民は、この種の朝廷の課役に服する部民をいふのであらうといふのが私見の大意である。従つて大化の改新によつて臣連伴造國造の受くる打撃は、公民たる部民を失ふことでなく、その私屬の部民を失ふことが中心になるので、天智天皇の三十年、大化の改新の反動を緩和する必要から、氏上の民部家部を定めたのも、その從來の私屬の部民を復する意味に於て行はれたのであらうと思ふ。

公民の意義について從來發表せられた學者の説を擧ぐれば、中田薫博士はこれを以て氏姓階級と部民階級との中間に在つて、國造の管轄に屬するものとせられた。もつとも博士の説は博士の東京帝國大學の講義筆記を謄寫版にしたもので傳はつてゐるので、その謄寫版も博士の校閲を経たものが、また果して博士の眞意を傳へてゐるかも知れないが、既に一部の著書に引用せられ、且つ公民の意義を闡明せむとした最初のものかと思ふから、こゝに擧げて置く。三浦周行博士は公民を以て私民に對する語と爲し、國家の直轄する人民のすべてを包含するものと見たいといひ、推古天皇紀に見える公民も氏姓を有するものと解釋せられた。(日本史の研究第二輯、古代の社會階級參照)。牧健二氏はその著日本法制史論に於て、(一)姓を有しても相當の官職に就くを得ない氏のもの、(二)元來姓を有しないで氏のみを有したものの、(三)もと部民にして解放せられ、後その部の名を氏としたもの、この三種の人民を公民と認め、朝廷の最大の財源である大藏に入る諸國の貢物を納めた人民の重なるものであるといはれた。瀧川政次郎氏はその著日本社會史に於て、公民階級の中堅を爲すものは、姓を有せずして氏のみを有した天皇氏

の部民で、農業またはこれと同等の職業に従事するもので、陵守部や鳥飼部の如き卑賤の職業に従事した部民は、たとひ天皇氏の部民であつても、他の氏族に屬する部民と同等もしくはそれ以下の階級に屬するものと考へられてゐたといはれた。即ち瀧川氏の公民なるものは、主として皇室御料たる屯倉を耕す田部である。

これ等の諸説に對する私見を述ぶるに先だち、大寶養老の戸籍に於ける氏姓部民の分布の状態を舉げて置きたい。大寶二年の美濃國の戸籍では、味蜂間郡春部里には國造族、同本簀郡栗栖太里には栗栖田君族、肩縣郡肩々里には國造、各牟郡中里には神直族、山方郡三井田里には五百木部君、加毛郡半布里には縣主族、縣造、不破勝族、敢臣族が居り、同じく筑前國の戸籍では、島郡川邊里に肥君、己西部直、同じく豊前國の戸籍では上三毛郡塔里に塔勝、同郡加目久也里に上屋勝、中津郡丁里に丁勝、古溝勝、狹度勝、川邊勝が居つた。これ等は皆氏姓階級と稱せらるゝものである。また養老五年の下總國の戸籍では、葛飾郡大島郷甲和里には有姓者が見えないが、倉麻郡意布郷には藤原部直なるものが居つた。以上、大寶養老の戸籍の重なるものに就き、その戸主のみを舉げて戸口を略し、且つ殘闕が多く、その全數を知るを得ないのであるが、大體はこれによつて知らるゝと思ふ。即ち各村落に有姓者及びその一族の居らないところは殆ど無いのである。

また各郷里の戸主の氏名の明かなものに就いて、その氏名を検するに、大寶二年の戸籍では、美濃國

春部里の戸主二十八名の内、國造族十名、春部、六人部、土師部、石部、石作部を氏とするもの合十三名、その他都布江氏三、春日氏二、漢人氏二、合七名である。同栗栖田里では、戸主二十一名の内、栗栖田君族二名、刑部、物部、守部、麻績部、建部、六人部、漢部、漢人部、十市部を氏とするもの合一九名である。同半布里では、戸主五十五名の内、縣主、縣造、臣、勝等の有姓者二十三名、石部、物部、守部、秦人部、穗積部、生部を氏とするもの八名、その他秦人氏二十名、神人氏四名である。豊前國丁里では、戸主二十名の内、勝の姓を有するもの十一名、秦人氏九名であり、筑前國川邊里では、戸主十八名の内、君、直の姓を有するもの三名、卜部、大家部、物部、建部、大神部、葛野部を氏とするもの合十五名である。養老五年の下總國の戸籍では、大島郷甲和里の郷戸房戸の戸主の氏名の明かなるもの六十一名の内、五十六名は孔王部氏で、外に私部氏四名、刑部氏一名である。同じく意布郷の戸主八名の内、藤原部直一名、藤原部氏七名である。また神龜三年の山背國愛宕郡雲上里の計帳に據れば、その戸主のすべてが出雲臣の一族によつて占められ、同じく雲下里では、二十戸の内、十七戸には出雲臣の一族が戸主となつてをり、他の三戸の内、二戸は有姓者たる上毛野君族、高橋忌寸の戸で、無姓者としては秦高椅色夫智の戸があるのみであるが、色夫智も或は高橋忌寸の一族でないかと思ふ。

大寶養老は大化の後凡そ五六十年になるから、當時の戸籍に見はれた氏姓部民の分布状態を以て大化以前に遡らしめ、直ちに上代末期に擬することは出来ないが、大化の改新のあつた後とはいへ、その分

布状態に急激なる變化のあつたとも思はれないから、これによつて上代末期の状態を考へる資料とすることは出来ようと思ふ、少くとも當時の氏族部民の分布状態は、大寶養老の戸籍に見はるゝよりも單純であつたと見るべきである。これ等の計數を見るに、姓もなく、部民でもなく、單に氏名を稱するといふものは極めて少數で、それも何等かの理由によつて姓を稱せぬか、或は部を略して稱したのであらうと思はるゝものも有るのである。秦人部、秦部といひ部を稱するものと、單に秦人といひ部を稱しないものとあるが、欽明天皇紀に「秦人戸數惣七千五十三戸、以大藏掾爲秦伴造」といひ、秦人は部と稱せざるも秦伴造に屬する品部であつたことが知らるゝのである。漢人と稱し漢部と稱するものも、秦人、秦部と同じ關係であるまいかと思ふ。故に、當時の人民は、奴婢を除けば、大體に於て氏姓階級か部民階級か、その何れかに屬せねばならぬので、中田博士の稱する、氏姓階級と部民階級との中間に在るといふものは、殆ど存在の餘地のない譯で、たとひ存在したにしても、極めて少數で、國造の管轄がたゞこれ等の人民に限られたものとは考へられないのである。國造が他の氏族と同じく部曲を所有したことは、大化二年正月甲子の改新の詔、同三月壬午の皇太子中大兄皇子の奏請、同八月癸酉の詔によつて明かであるが、その部曲は如何なる部名を稱してゐたのであらうか、國名その他地名を名とする部民は記紀に見えるが、それが必ずしも國造の部曲とは推定され得ない。併し國造は前段述ぶる如く地方豪族として勢力を有し、そのために行政の職にも任じたのであるから、多數の部民を擁してゐたやうには想像

せらるゝであらう。山背國の雲上雲下の兩里が出雲臣の一族によつて獨占せられたことは前に述べた。下總國大島郷甲和里の住民が殆ど皆孔王部氏なることは戸籍に明かであるが、戸籍の全部闕けてゐる同郷仲村里、島俣里に於ても、その里正は孔王部氏であるところから見れば、この兩里にも孔王部氏が多數住んでゐたことが考へらるゝであらう。北史倭國傳に國造稻置を中國の牧宰里長なりとし、八十戸ごとに一伊尼冀(稻置)を置き、十伊尼冀一軍尼(國)に屬すといつてあるが、大島郷三里の戸を合すれば百三十戸に達し、北史の一稻置の管轄戸數よりも遙に多いのである。それ故、國造の勢力隆盛なる時代には、その一族部民が一國、即ちその所謂管轄地域を獨占するやうな例が多かつたらうと思はれる。而してその一郷が全部孔王部を以て占めらるゝとすれば、これら孔王部を領する氏族は稻置以上の支配權を有してゐた譯である。

然るに年代を降るに従つて人口の移動が漸く盛になり、その勢力範圍内に他の氏族部民の移住し來るものが多くなると共に國造の勢力衰へ、皇威の諸國に波及すると相待つて、國造は官吏としてその職を奉ずるやうになつたのであらうと思ふ。前にも引いた大化二年八月の詔の「始王之名名、臣連伴造國造、分其品部別彼名名、復以其民品部交雜使居國縣、遂使父子易姓、兄弟異宗、夫婦更互殊名、一家五分六割、由是爭競之訟盈國充朝、終不見治、相亂彌盛」とは、上代末期に於て諸氏族諸品部の民の國郡に交雜する狀勢を述べたものである。大寶二年の美濃國諸郡の戸籍は、國造及びその他の氏族と諸種の部民

とのかくの如き雜居状態を具體的に示す一例で、氏族制度の崩壊し、官僚組織の發達せんとする過渡期に於いて、諸國に見るところの現象であつたらうと思ふ。この時代に於ける國造の管轄は、もとの如くその一族及びこれに屬する部民に限るを得ないので、原則としてはその区域内の氏姓階級、部民階級に及ぶべく、事實に於て、有力なる氏族、その所屬の部民に對しては及ばなかつたと見るのが妥當ではないかと思ふ。

三浦周行博士は臣連以下の氏姓階級を公民と解せられた。公民がこの意味で稱せられたことは、前に舉げた古事記の「淨公民」の例によつても知らるゝが、推古天皇紀、孝徳天皇紀に見える公民をも、同じ意味に解することはどうであらうか。推古天皇紀の國史撰錄の條に於て、中田博士は臣連伴造國造と、これに屬する百八十部と、國造の管轄に屬する公民との本記を録せしむる意味に解したが、三浦博士はこれを斥けて、臣連伴造國造に屬する百八十部と、臣連以下の氏姓を有する公民との本記を録せしむる意味に解せむとした。併しそれでは部民を先にし、有姓者を後にするので、書紀、續紀の地位の高下によつて次第に列擧する、同じやうな文例と正反對になるので、中田博士の解釋よりも更に不自然であると思はれる。氏姓階級を公民と稱するのは公民の義を最も廣く解したときの事で、公民を有姓者、品部と列擧するときは、他の意味にこれを解せねばならず、その意義がこゝに問題となるのである。

牧氏の公民に三種の別あることは前に擧げたが、その中で、(一)の姓を有するも相當の官職につけな

い氏族を公民と見るのは、氏姓を有するものを公民とすることに於て三浦博士と同じであるが、三浦博士の姓を有するものをすべて公民とするに反し、牧氏は姓は有するが臣連伴造國造の如くに要職に就いて社會的尊榮を有し得ざるものを公民としたのである。従つて牧氏に従へば、有姓者の公民たるや否やは頗る曖昧なものとなり、臣連姓の者はたとひ社會的尊榮を有したとしても、そのすべてが果して要職に就くを得たかどうか疑問であらうし、國造は要職で、その地位に在るものは公民以上のものであるとしても、縣主、稻置までが公民となるかならないかは容易に決するを得ないであらう。併しながら書紀に臣連伴造國造といふのは、一般に各種の姓を代表するものとして列擧せらるゝので、推古天皇紀の國史撰録の條に於て、これを公民と並び擧ぐるところから見れば、その文理の解釋上、公民の意味を狹義に解するときには姓を有するものは公民でないとするのが當然であらう。孝徳天皇紀の詔勅のはじめに、「集侍羣卿大夫及臣連國造伴造並諸百姓等、咸可聽之」とあるものが、文武天皇の宣命に、「集侍皇子等王等百官人等天下公民諸聞食止詔」となつてゐるので、前者の臣連國造伴造を後者の百官人と比定すれば、公民は官職に就かぬものをいふことになるが、その間には國家の政治組織が氏族本位から官僚本位に轉化し來つた事實のあることを注意したい。即ち上代は氏族本位だから姓を擧げ、文武天皇以後、官僚本位の時代になつて官を擧ぐるやうになつたので、後者の官人公民の對稱を以て前者の臣連二造と百姓との關係を律し、官職の有無を以て上代の公民の意義を考へむとするのは牽強の嫌を生ずる。また奈

良時代から平安時代初期に成る文獻に公民或は平民と稱するものは、官位に伴ふ特典を有せず、また賤民たる身分に伴ふ恩典もなく、一般國民として租稅課役に服するものである。書紀の編者も恐らくはこの意味に於て公民の文字を使用したのであらうが、大化以前に於て、後の官位に相當するものは姓であるから、この點からいつても、公民は姓を有しなかつたものと見たいと思ふ。

牧氏はまた公民の(二)として、姓を有せず氏のみを有する人民を擧げたが、上代にかくの如き人民があつたとしても、その極めて少數なることは前述の如くである。

(三)の元來部民で、大化以前既に解放せられた人民のあつたことは否定出來ないが、この種の人民は、たとひ國家直屬の人民と稱しても、朝廷が直接に統治することは出來ないのであるから、國造、縣主、稻置等、上代の地方官と看做さるゝものを通じてこれを行はねばならぬのである。即ち解放といふのは、氏族の羈絆を脱して國造の支配を受くることであるが、國造もまた部民を有つてゐたのであるから、解放せられざる部民と、解放せられた部民とが、同じく國造の支配を受くることになるのである。

私は前に部民の氏族に屬する關係に公私二方面のあつたことを論じたが、この場合に於ける國造は、私の部民を領する臣連、伴造と同じ状態に在るのである。然るに公民の稱が、たゞ氏族から解放せられて國造の管轄に歸した人民にのみ許されて、氏族の支配を受くるとはいへ、國家の租稅課役の義務に服してゐる人民が公民といはれなかつたか疑問であらう。履中天皇紀の車持部を「天下之百姓」と稱した

例は、この點に於て重要な史料である。

次に瀧川氏は、公民は部民であるが、皇室に屬するもので、その中堅を爲すものは皇室御料たる屯倉を耕す田部の民であるといふ。田部は皇室に直屬するといつても、屯倉または田部を管理するものがある。その支配を受けてゐたのである。一般の品部の例から推せば、田部を領し屯倉を管理したものは、田部もしくは屯倉を氏名とし、姓を連ね稱した筈で、垂仁天皇紀に見える三宅連、安閑天皇紀に見える櫻井田部連の如き、その一例であらう。ただ櫻井田部連は、安閑天皇の二年、詔を奉じて縣犬養連、難波吉士等と共に屯倉の税を主掌したといふのだから、諸國の屯倉の税を管理したものであらう。三宅連については、或一屯倉を管理したのか、諸國の屯倉に與かつたのか審にするを得ない。然るにこれ等の田部、三宅を氏とするもの、外に、屯倉首、又は田令^{たつかみ}として屯倉を管理するものがあつた。仁徳天皇紀に見ゆる屯田司も或はこの種の職であらう。屯倉首は、忍海部造細目が播磨國赤石郡縮見屯倉首であつたことが清寧天皇紀に見え、田令には、欽明天皇の十六年蘇我稻目を吉備に遣はして白猪屯倉を置かしためたが、翌十七年葛城山田直瑞子を以て田令と爲し、同三十年王辰爾の甥膽津なるものをして白猪の田部の丁籍を檢定せしめ、その功によつて姓を賜はつて白猪史と爲し、尋いで田令に任じて瑞子の副^{すけ}と爲し、敏達天皇の三年更に白猪屯倉と田部とを増し、田部の名籍を膽津に授けた例がある。田令、佃使等の文字は奈良時代の文書にも見え、公私の田地の管理者を意味してをつた。故に或時代には或氏族が代

代田部を領して屯倉の管理に任じたこともあつたらうが、後世に至り、これを管理する職を各屯倉に置いて、その地を耕作する田部を管理せしむるやうになつたのであらう。

瀧川氏はこれ等の田部を朝廷直屬の人民と爲し、これを他の各氏族に屬する部民と比較し、朝廷に對して直參と陪臣との區別あることをいはれた。併しながら、田部の中に氏族に屬する品部のあつたことは、安閑天皇紀の一例によつて證せられる。即ち天皇が皇后のために屯倉を立てむとし、攝津國三島に行幸し、縣主飯粒をして竹村等の地凡そ四十町を獻せしめ、大河内直味張はまた曩に勅使を欺いた罪を謝し、每郡春時五百丁、秋時五百丁の饌丁を獻せむことを請うて、その屯倉を耕作せしめた。これによつて同紀には「蓋三島竹村屯倉者、以河内縣部曲爲田部之元、於是乎起」といひ、竹村屯倉の田部が大河内直の部曲なることを述べてゐるのである。また既記を経たる如く、同天皇が皇妃宅媛のために賜はつた難波屯倉が孝徳天皇紀の難波狹屋部邑子代屯倉であれば、その田部は佐夜部首に屬する部民であらうと思はれる。欽明天皇の十七年蘇我稻目等を倭國高市郡に遣はして、韓人大身狹屯倉、高麗人小身狹屯倉を置かれたが、書紀は一本を引いて、「以處處韓人爲大身狹屯倉田部、高麗人爲小身狹屯倉田部、是即以韓人高麗人爲田部、故因爲屯倉之號也」といつてゐる。これ等の韓人、高麗人が果して公民として、當時の國民の大多數を占むる氏族所屬の部民以上の地位を得てゐたらうか、疑はざるを得ない。故に田部が氏族所屬の部民として考へれば、屯倉首の田部の支配はその屯倉の耕作に關する限りに於て行はる

るので、徳川時代の代官が天領の人民を支配するとは事情を異にする。それで田部は一種の品部の名でなく、屯倉を佃作するために定められた各氏族所屬の部民でないかといふ疑が起る。前述の如く役、調が氏族所屬の部民に課せられたとすれば、氏族所屬の部民に皇室御料たる屯倉を佃作する義務を課せらるゝと考へても怪しむに足らないであらう。更にまた欽明天皇紀三十年の條に、「量置田部、其來尙矣、年甫十餘、脫籍免課者衆」といひ、「膽津檢閱白猪田部丁者、依詔定籍、果成田戸、天皇嘉膽津定籍之功、賜姓爲白猪史」といひ、田部の課役を免れむとするものゝ多く、従つてその戸籍を嚴にする必要のありしことは、その氏族所屬の民たるによるのではなからうか。

以上中田博士以下諸氏の公民に對する解釋を討究すれば、未だ何れも全然服従する能はざるを遺憾とする。各氏族所屬の部民に公民を見出さむとする私見が果して許さるべきや否や、同好の士の教示を惠賜せられむことを請ふ次第である。